

維持管理に関する計画書

沢口産業株式会社

維持管理に関する計画書

| 施設の維持 | 産業廃棄物の受入方法 | 展開検査場：既設処分場の計量棟により計量後選別し、安定型廃棄物のみをトラックに積み、処分場へ運ぶ。 | | |
|-------------------|---|--|-------|------|
| | 施設操業時の維持管理方法 | 各施設の点検を行い、破損が認められた場合には、直ちに修復を行う。 浸透水及び周縁地下水の水質検査実施。 異常があった時は、網走支庁環境生活課に連絡する。 | | |
| 管理方法 | 施設整備・点検の頻度 | 「詳細は別紙のとおり」p7 (4) a) また、異常事態発生の場合直ちにすべての施設の臨時点検を行い、上湧別町及び網走支庁等関連機関に連絡する。 | | |
| | 維持管理に関する記録及び閲覧方法 | 各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録し保存する。 展開検査の結果を記録、保存する。搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。 石綿含有産業廃棄物を埋立した時は、埋め立てられている位置を示す図面を作成し、保存する。 上記において作成したファイルは、既設管理事務所に設置する閲覧場所に処分場廃止まで保存する。 閲覧日時：土曜、日曜、祝日を除く日 8時～17時まで | | |
| 排ガスの性状・放流水の水質等の数値 | | 施設の設計値 | 達成目標値 | 測定頻度 |
| 排ガスの性状 | ばいじん (g/Nm ³) | | | |
| | 硫黄酸化物 (Nm ³ /hr) | | | |
| | 窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³) | | | |
| | 塩化水素 (mg/Nm ³) | | | |
| | ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ) | | | |
| 放流水の水質 | pH (mg/L) | | | |
| | 生物化学酸素要求量 (mg/L) | | | |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | | | |
| | ノルマヘキサ抽出物含有量（鉱油） (mg/L) | | | |
| | ノルマヘキサ抽出物含有量（動植物性油） (mg/L) | | | |
| | | | | |
| | | | | |

1. 維持管理に関する計画

(1) 廃棄物の受入

既設管理事務所に、搬入者が産業廃棄物管理票(マニフェスト)に内容を記載の上、持参してもらい、既設のトラックスケールにて計量を行う。

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順により廃棄物受入について適切に検査を行う。

a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と当社における受入品目の内容を照合しさらに車上からの目視を行い、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適當と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票に結果及び廃棄物の量を記載する。

(2) 石綿含有産業廃棄物の受入

石綿含有産業廃棄物の処理の流れを把握すること及び石綿含有産業廃棄物の最終処分場における埋立後の状況を把握する。

a) 石綿含有産業廃棄物に係る記載

排出事業者及び産業廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物に係る記載を行う。

b) 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

c) 埋立てられた位置の記録

埋立処分をするにあたっては一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂等で覆う等、飛散又は流出しないように必要な措置を講ずる、また石綿含有産業廃棄物が埋立てられている位置を示す図面(平面図及び断面図)を作成し、最終処分場の廃止までの間保存する。

(3) 展開検査場での検査

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ロの規定に基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

a) 積載内容物の目視検査

展開検査場所に搬入された産業廃棄物を降ろす前に車上で目視確認を行う。

目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。その結果、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎もしくは切断されていなければ破碎機により15cm以下にしてから埋立を行い、ゴムくずに関しては15cm以下に破碎もしくは切断していなければ受入を許可しない。

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、重機等を用いてゴミの内容物を適切に検査して、当社の受入品目に基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

また、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎もしくは切断されていなければ破碎機により15cm以下にしてから埋立を行い、ゴムくずに関しては15cm以下に破碎もしくは切断していなければ受入を許可しない。

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積込みして搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物については、写真撮影を行い展開検査記録票に記録し、日別の廃棄物搬入展開検査調査票の該当欄に内容を記載して保管する。

展開検査は、搬入車両ごとに行い、検査が終了するまで現地で待機するものとする。その間、次の搬入車両については受付検査まで、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、当社が産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを各社に返送し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票に検印をして、トラックにより処分場へ搬入する。

(3) 処分方法

① 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、覆土します。

② 悪臭発生防止対策

安定型 5 品目のみを埋立てるため悪臭は発生しません。

③ 火災発生防止対策

必要に応じて覆土を適宜行い、また、火災発生時には対処しうる消火器を設置します。設置場所は、管理棟内に設置（1 本）する。

④ 害虫等対策

安定型 5 品目のみを埋立てるため衛生害虫は発生しません。

⑤ 囲い（侵入防止柵）

埋立地の山側を除き囲いを設け、人の立入りを防止します。囲いが破損した場合には補修、復旧を行います。

⑥ 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を場内道路の入口に設置し、常に見やすい状態に保ちます。立札が汚損または破損した場合は補修、復旧を行います。

また、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えそのた必要な措置を講ずること。

⑦ 施設の点検

土堰堤等の施設は定期的に点検を行います。また、地震、台風等の異常事態発生の場合は直後に臨時点検を行います。

⑧ 周縁地下水の水質検査

安定型最終処分施設周縁の地下水を 2 箇所の観測井から採取し、水質検査を実施します。水質分析項目は、p12 に示す地下水等検査項目とし、埋立開始後年 1 回以上測定して記録します。また、電気伝導率・塩化物イオン濃度は、月 1 回以上測定し記録します。尚、埋立処分開始前に地下水等検査項目を測定し記録する。

⑨ 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水等の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、

新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。

⑩ 浸透水の水質検査

測定項目及び測定頻度については、p12 に示す地下水等分析項目を埋立開始後年1回以上又 BOD を月 1 回以上測定して記録します。

埋立終了から廃止までは、地下水検査項目を年 1 回以上又、BOD を 3 ヶ月 1 回以上測定して記録します。

⑪ 浸透水の水質の基準不適合時の措置

浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。また、当該表の基準を超えた場合や塩化物イオンや電気伝導率に異常があったとき及び BOD が 20m/l を超えたとき、網走支庁環境生活課に連絡を行います。

⑫ 記録の作成及び保存

処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量を廃掃法施行令第 6 条第 1 項第 3 号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとにとりまとめ記録します。

施設の点検・補修等の措置や浸透水の検査等の維持管理の結果を記録します。記録の保存は、全ての人間に閲覧できるよう、現地管理事務所に閲覧場所を設け、ファイルを処分場廃止まで保管します。

記録の閲覧事項

| 閲 覧 項 目 | 閲覧図書を備え置く日 |
|--|--|
| イ. 埋め立てた産業廃棄物の各月毎の種類及び数量 展開検査の各月毎の実施回数 | 翌月の末日までに備え置きます |
| ロ. 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果 | 水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます |
| ハ. 摂壁等の点検を行った年月日及びその結果 | 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます。 |
| 二. ○摂壁等の点検の結果、摂壁等が損壊するおそれがあるとみと認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ○最終処分場周辺地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置内容 ○浸透水の水質検査の結果、基準に適合しない場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容 | 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます |
| ホ. 展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日 | 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます |
| ヘ. 残余の埋立容積について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 | 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の 末日までに備え置きます |

- 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供すること。
- 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

⑬ 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね0.5mの厚さとします。

⑭ 閉鎖した埋立地の覆いの損壊防止

定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修・復旧を行います。

⑮ その他

・搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

・常駐者管理

最終処分施設及び周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。既設管理事務所に常駐1名以上を配置し、整理、整頓、清掃、清潔に徹底します。

・作業時間の限定

作業時間は午前8時から、午後17時までとし、夜間は門扉を閉鎖します。

(4) 維持管理の点検箇所、点検内容、点検方法、点検頻度

a) 施設の点検

| 施設の種類 | 箇 所 | 点検頻度 | 点検内容 |
|----------|--------|------|---------------------|
| 土堰堤 | H=7.5m | 1回/日 | ・土堰堤の損壊 |
| 道路 | 既設道路 | 1回/日 | ・道路の損壊 |
| 雨水排水設備 | U型トラフ | 1回/月 | ・トラフの損壊 ・底泥の確認 |
| 柵 | | 1回/月 | ・柵の損壊 ・底泥の確認 |
| モニタリング井戸 | 2ヶ所 | 1回/月 | ・井戸の損壊 ・井戸の目詰まり |
| 侵入防止柵 | H=1.2m | 1回/月 | ・柵の損壊 ・飛散物の付着 |
| 入口ゲート | 1ヶ所 | 1回/日 | ・入口ゲートの損壊 ・施錠の確認 |
| 立札 | 1ヶ所 | 1回/日 | ・立札の損壊 ・表示の有無 |

(点検方法：目視)

また、地震及び台風等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行う。

b) 悪臭、衛生害虫等の防止

悪臭は、安定5品目のみ埋立てるため発生しません。また、衛生害虫も発生しません。

(5) その他必要な事項

a) 維持管理積立金を積立てる。

2. 維持管理マニュアル

「本マニュアルは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に基づき作成したものである。」

(I) 埋立処分方法に関するマニュアル

① 搬入から埋立処分まで

a) 搬 入

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入または付着していないか、車上からの目視とマニフェスト伝票での確認を行う。

必要に応じ、車輌荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないように運搬する。

b) 計量及び容積の測定

既設のトラックスケールにて入構時と出構時に、廃棄物搬入車輌の重量を測定し、記録する。または、展開検査場所にて廃棄物の容量をメジャーにて測定する。重量及び容積のどちらを測定するかは廃棄物の性状による。

c) 受け入れの中止

悪天候等で埋立作業が困難と予測される場合には、予め常駐管理者に連絡を行い作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行う。

d) 展開検査

展開検査場所に降ろす前に車上でスコップ、熊手等で再度目視確認を行う。次に、搬入車輌から廃棄物を降ろし、重機等を用いて安定型産業廃棄物以外の混入及び付着物を確認する。

e) 埋立方法

処分場検査で受入が適当と認められれば、重機で埋立を行う。

f) 受入品目外の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、搬入者に引取ってもらう。そのため検査が終了するまで搬入車両は待機するものとする。

② 記録

- a) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物があった場合の記録票
(展開検査記録票)写真を撮影し添付する。
- b) 日別(月別)の埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量に係る記録票
(廃棄物搬入展開検査調査票)日別を記入し、月別の合計を計算する。
- c) 保存期間処分場廃止まで。
- d) 閲覧場所既設管理事務所
- e) 閲覧の対象者全ての人に公開する

③ 記録票の作成

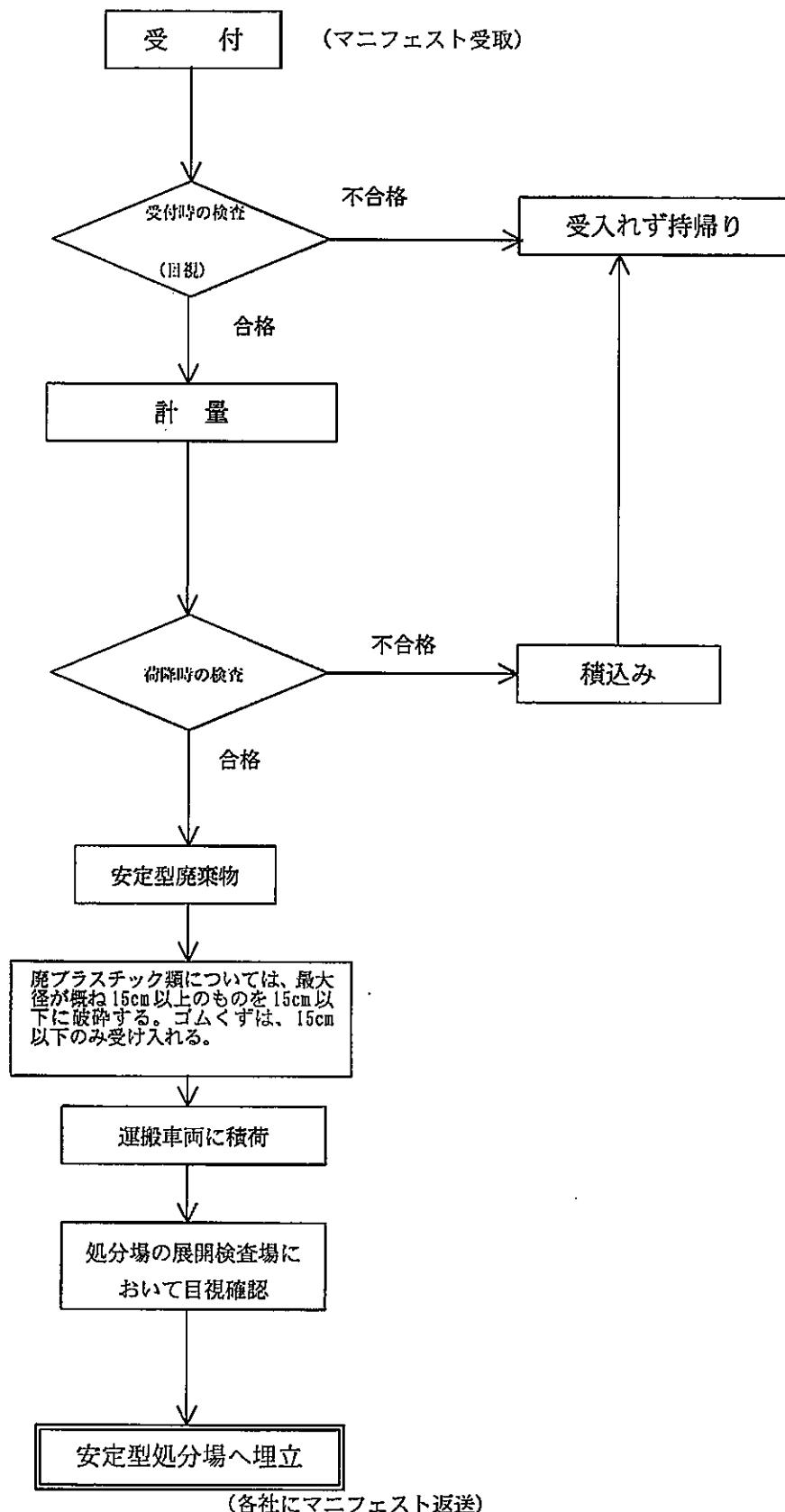
荷降ろし後の展開検査で安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおよその量を「展開検査記録票」に記入する。

受入不適物は搬入者に引き取ってもらう。次に、日別(月別)の「廃棄物搬入展開検査調査票」にも同様に記入する。

■安定型産業廃棄物を以下に示す

- ア) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
 - イ) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)及び廃容器包装(固形状又は液状のものの容器又は包装であって、不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。)。以下同じ。)であるものを除く。)
 - ウ) 金属くず(自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)
 - エ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。)
 - オ) ゴムくず

④ 展開検査の実施フロー



(2) 最終処分場の維持管理マニュアル

① 維持管理の内容と異常、緊急時の措置

| 維持管理項目 | 内 容 | 異常や緊急時の措置 |
|--------------|---|--|
| 悪臭 | 発生の有無を日常点検 | 消臭剤の散布や覆土を行う |
| 火災 | 必要に応じて覆土を行う | 消火器を設置して対処 |
| 衛生害虫 | 発生の有無を日常点検 | 薬剤等散布や覆土を行う |
| 囲い、立札、その他の施設 | 日常点検・定期点検 | 補修・復旧を行う |
| 周縁地下水 | 年1回2箇所の観測井から地下水を採取し検査をする。 (検査項目はP5-17参照) | 水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等を行う。また、網走支庁等関連機関に連絡を行う。 |
| 浸透水 | p12に示す地下水等分析項目を年に1回、BODを月に1回測定する。 | 廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等を行う。また、網走支庁等関連機関に連絡を行う。 |

地下水等検査項目

| 測定項目 | 基準値 | 測定頻度 | | |
|------------------|-----------------------------|-------|-------|----|
| | | 年1回以上 | 月1回以上 | 備考 |
| カドミウム | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 全シアン | 検出されないこと | ○ | | |
| 鉛 | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 六価クロム | 0.05mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| ヒ素 | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 総水銀 | 0.0005mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | ○ | | |
| P C B | 検出されないこと | ○ | | |
| ジクロロメタン | 0.02mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 四塩化炭素 | 0.002mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.02mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| シスー1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| トリクロロエチレン | 0.03mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 1, 3-ジクロロプロパン | 0.002mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| チウラム | 0.006mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| シマジン | 0.003mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| チオベンカルブ | 0.02mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| ベンゼン | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| セレン | 0.01mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| ふつ素 | 0.8mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| ほう素 | 1mg・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ・l ⁻¹ 以下 | ○ | | |
| 電気伝導率 | — | | ○ | |
| 塩化物イオン濃度 | — | | ○ | |

※ダイオキシン類は埋立開始後2年間のみ検査を行う。

※電気伝導率または塩化物イオン濃度が埋立開始前と比較して、明らかに上昇するなど異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の測定を行う。

浸透水測定項目と測定頻度

| | | |
|-------|-----------|-------|
| B O D | 20mg/L 以下 | 月1回以上 |
|-------|-----------|-------|

※BODについては、埋立期間中は月1回以上、埋立終了から廃止までの期間は3ヶ月1回以上測定を行う。

② 記録

- a) 埋立処分場施設点検記録票
- b) 埋立処分場水質測定結果記録票
- c) 保存期間 …………… 処分場廃止まで
- d) 閲覧場所 …………… 既設管理事務所
- e) 閲覧の対象者 ……… 全ての人に公開する

③ 記録票の作成

- ・各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。
- ・浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。記録内容は下記のとおりとする。

- a) 地下水、浸透水を採取した場所。
- b) 地下水、浸透水の採取した年月日。
- c) 地下水、浸透水の結果を得られた年月日。
- d) 地下水、浸透水の水質検査結果。
- e) 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置を講じた年月日。
- f) 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置の内容。

措置の内容は以下のとおりとする。

- ・ 廃棄物の搬入及び埋立処分を中止する。
- ・ 水質基準に不適合となった原因の調査を行う。
- ・ 水質基準に不適合となったことを支庁（支庁環境生活課）に連絡する。
- ・ 原因調査の結果、水質基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去を行う。

④ 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画

- a) 埋立終了後、厚さ 0.50m の最終覆土をし、緑地（牧草地等）にする。開口部を閉鎖することにより下記の事項を厳守する。
 - ・最終処分場の外に悪臭を出さない。
 - ・火災の発生を防止する。
 - ・ねずみの生息、その他の害虫を発生させない。
- b) ガスが発生しないことを 2 年以上管理し、下記の事項を厳守する。
 - ・ガス発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要がある。
 - ・埋立地からのガス発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ・流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法を用いる。
 - ・熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を使用する。
 - ・測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として三ヶ月に一回以上行う。
- c) 埋立地内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になってないか確認し、下記の事項を厳守する。
 - ・廃止の確認の申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
 - ・埋立地内部と周辺の地中の温度の差が 20°C 未満であることを確認する。
 - ・周辺の地中温度は実施で測定する値か、既存の測定値を活用する。
 - ・地中温度は熱伝対式等の温度計を使う。
 - ・地表より鉛直方向に 1 m 間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。
- d) 浸透水及び地下水等の水質が以下の要件を満足しているか水質試験により確認する。
 - ・地下水等検査項目 : 基準に適合していること（検査年 1 回）
 - ・BOD : 20 mg/L 以下（検査 1 回 / 3 ヶ月）

焼却施設

| No. | 法の新基準 | 設備の変更前 | 設備の変更後 | 基準適合 |
|-----|--|--|-------------------------------------|------|
| 1 | ピット・クレーン方式によつてごみを投入する場合に、常時、廃棄物を均一に混合すること | 産業廃棄物のため適用外 | 同左 | 適 |
| 2 | 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと | 投入扉を開き重機にて廃棄物を定量的に投入します。 | 自動投入設備を設け、外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に投入します。 | 適 |
| 3 | 燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと | 対応済み | 変更無し | 適 |
| 4 | 焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却すること | 過剰な投入を避け、安定燃焼させて焼却灰の熱しやすく減量を10%以下にします。 | 変更無し | 適 |
| 5 | 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること | 助燃、再燃バーナにより炉温を速やかに上昇させます。 | 変更無し | 適 |
| 6 | 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽すことです。 | 助燃、再燃バーナにより炉温を高温に保持します。 | 変更無し | 適 |
| 7 | 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること | 対応済み | 変更無し | 適 |
| 8 | 集塵器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること | 無し | 焼却ガスは、冷却塔にて直接水噴霧し概ね200°C以下に冷却されます。 | 適 |

| No. | 法の新基準 | 設備の変更前 | 設備の変更後 | 基準適合 |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------|---|------|
| 9 | 集塵器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること | 無し | 集塵器前に温度センサーを設けて連続的に測定・記録します。 | 適 |
| 10 | 排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去すること。 | 定期的に堆積したばいじんを除去しております。 | 変更無し | 適 |
| 11 | 排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるよう燃焼すること | 燃焼管理機器により完全燃焼させています。 | 変更無し | 適 |
| 12 | 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録すること | 無し | CO濃度計を設けて排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録します。 | 適 |
| 13 | 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること | 基準値80ng以下となるように運転しています。 | 基準値5ng以下となるように運転します。 | 適 |
| 14 | 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録すること | 年1回 測定しています。 | 年1回以上測定します。 | 適 |
| 15 | 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること | サイクロを設け生活環境保全上支障が生じないようにしています。 | 高性能のバグフィルターを設け更に運転管理に十分な配慮をし生活環境保全上支障が生じないようにします。 | 適 |
| 16 | ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること | 別々に分離して排出し、別な保管庫で保管しています。 | 変更無し | 適 |
| 17 | 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消防設備を備えること | 消防設備を設けています。 | 変更無し | 適 |